

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月8日(水) 午前10時00分から午前10時35分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 24人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員

16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員

19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員 21番 矢野 秀典 委員

22番 難波 朋裕 委員 23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 なし

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

16番 野口 國治 委員 19番 山本 義弘 委員 23番 岩田 英明 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

追加議案第1号 農地法第51条に基づく是正の命令について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 樋口 尚司      事務局次長 佐々木 輝幸      事務局課長主幹 吉井 正二

事務局主幹 塩見 雅子      事務局主幹 中村 英樹      事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 日下部 啓司      事務局主任 小山 八穂子      事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから4月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>花巻会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和2年4月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は24名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員  議長</p>	<p><b>【異議なしの声】</b></p> <p>それでは、議席番号17番 田邊 洋樹 委員、議席番号18番 白神 博之 委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の成田主幹と、小山主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 小山主任</p>	<p><b>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</b></p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁 から2頁にかけて15件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せて ご覧ください。</p> <p><b>【議案第1号, 1番から15番について調査票をもとに説明】</b></p> <p>14番についてですが、譲受人の自己所有農地について、一部管理不適切な農地が 存在するため、申請取下げを依頼しています。</p>

その他につきましては、特に問題のある案件はございませんでした。  
今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、14番については取り下げ書が提出されるまで保留、その他の14件については、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の15件は、14番については保留、これを除く14件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということですので、議案第1号の15件について、14番は保留、残す14件は、許可と決定いたします。

議事を進めます。3頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 中村主幹 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明の前に議案の訂正があります。  
お手元に配布しています議案訂正表をご覧ください。  
総会議案3頁の3番の転用目的の欄について訂正がありますのでご確認ください。

それでは、説明させていただきます。  
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に3件の申請がございました。  
次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

**【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】**

今回申請のありました3件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可のご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がりましたが、農地法第4条の規定による許可申請の、3件について

ては、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第2号の、1番から3番の3件については許可と決定します。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

おそれいます、岩田委員に関係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

( 岩田委員, 退席 )

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 中村主幹 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて6件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました6件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた6件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしくようお願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の6件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第3号の1番から6番を許可と決定します。

事務局，岩田委員に入室するように伝えてください。

(入室)

岩田委員に報告いたします。  
議案第3号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして，6頁をご覧ください。  
議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいります，野口委員，山本委員，に關係する案件があります。  
農業委員会等に関する法律第31条により，議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

( 野口委員，山本委員，退席 )

それでは，事務局から説明をお願いします。

事務局  
塩見主幹

【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】

塩見でございます。それでは説明させていただきます。  
議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが，6頁から15頁にかけて60件の計画が，倉敷市農林水産課に提出され，農業委員会に協議がございました。

利用権の権利の種類の内訳は，賃貸借が15件，使用貸借が45件です。  
また，利用期間の更新は34件で，更新切れを含む新規は26件です。  
今回，利用権設定を受ける借り手につきましては，農地中間管理機構の仲介によるものが3件，農地所有適格法人によるものが9件，その他は個人です。  
面積は，160,944㎡で，そのうち農地中間管理機構に關係するものは18,610㎡です。

借り手は耕作面積の基準を満たしており，農業専従者は，1人以上確保され，必要な農機具も所有しており，書類上の不備もありませんでした。

以上のことから，議案第4号の各案件につきましては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして，60件とも承認が相当と判断いたしました。

なお，各地区協議会でご審議いただきましたが，すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど，よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明では，議案第4号「農用地利用集積計画について」は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして，全件承認とのことですが，皆さんご異議，ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた2名の委員に報告いたします。  
議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、16頁をご覧ください。  
議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局  
吉井課長主幹

【 議案第5号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明 】

吉井です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。

16頁をご覧ください。  
倉敷西地区で2件の申請がありました。

議案番号1番について特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は倉敷市大内で、生前、被相続人とは同居しておりました。

申請農地は自宅に隣接している農地を含め、自宅から500mの範囲に位置しています。

現地を確認したところ果樹等の作付けがあり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

続きまして議案番号2番について特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は倉敷市上富井で、生前、被相続人とは同居しておりました。

申請農地は相続人の自宅前に位置しています。

現地を確認したところ野菜等の作物がつくられ、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

今回の調査内容について倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明がありました。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の2件については、承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第5号は承認と決定します。

次に、追加議案があります。  
これについてご審議いただきたいと思ひます。

追加議案第1号「農地法第51条に基づく是正の命令について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 佐々木次長 【追加議案第1号「農地法第51条に基づく是正の命令について」の説明】

佐々木です。それでは追加議案第1号「農地法第51条に基づく是正の命令について」をご説明いたします。  
総会追加議案の1頁から4頁です。

今回是正の命令を行おうとする事案は、追加議案書1番から5番に記載してあり2か所の農地で件数は5件です。  
農地の所有者は追加議案書の是正命令対象者の欄にある申請者と同じです。  
なお、この申請者は未成年であり、それぞれの行為の申請にあたっては、親権者の同意を得て連名で申請を行っています。

今回の審議案件は、現在までに口頭による指導、文書による勧告を行ったにもかかわらず、是正が為されないため、行政処分である是正の命令を行おうとするものです。

それでは、追加議案の1頁をご覧ください。

1番についてですが、申請者は、この農地につき、農地改良を目的として一時転用許可申請を行い、許可に基づき施工を行っておりますが、隣接農地の所有者と境界についてトラブルが生じ、境界が定まらないことを理由に設置予定の擁壁を仮置きのまま放置している状態が続いています。

申請者及び申請者の親権者に対し、境界について早期に解決を行い、許可条件どおり施工を行うよう再三指導を行ってまいりましたが、境界について積極的に解決を図る意思があるとは言えず、許可期限内に条件どおり施工を行う見込みが無いと判断したため、申請内容の計画を変更し、新たな条件を付することを命ずるものです。

具体的には、計画どおりに施工を行うことのできない擁壁の設置については計画を変更し、仮置き状態の擁壁は撤去すること。

新たな条件として安全な高さ・勾配の法にするとことを付するという内容です。

次に、2頁の2番についてですが、申請者は、1番と同じ農地において、「農業用

施設のための転用届出」を行い、転用面積2アール未満の農業用倉庫を建築しましたが、その後、転用面積が2アールを超えて、届出には無い、倉庫に付帯する構造物を建築しました。

これは、「農地法第4条の許可」を得る必要がありますが、本件は許可を得ていません。

このため、転用面積が2アールを超える原因となった構造物について、撤去を行い、平成31年1月17日受付の「農業用施設のための転用届出」のとおり復することを命じるものです。

続きまして、3頁の3番ですが、追加議案書に記載のとおり3筆合わせて1,212㎡の田です。

申請者は、この農地につき、1,000㎡未満の面積で盛土を行い、畑として利用するため「農地改良の届出」を提出し農地改良を行っているものです。

しかし、現状は届出の内容とは異なり、対象農地のすべて、1,212㎡にわたり盛土を行っております。

1,000㎡を超えて盛土を行う場合は、「農地改良の取扱いに関する要綱第3第1号」にある、「農地法第4条第1項の許可を要するもの」に該当しますが、本件は許可を得ていません。

このため、農地改良の面積が令和元年7月10日受付、「農地改良届出書」のとおり、盛土の面積を1000㎡未満にすることを命ずるものです。

続きまして、3頁の4番と4頁の5番ですが、これは、先にご説明しました、1番と3番の内容と全く同じですが、農地法第51条第1項第3号に基づいて、工事を請け負った施工者に対して行うものです。

なお、是正の命令を行うには、行政手続法第30条の規定により、弁明の機会を付与することを通知しなければならないことから、現在までに弁明の機会の付与を行い、弁明書の提出を受けていることを申し添えます。

以上5件の是正命令ですが、事務局では、申請者及び親権者の現在に至るまでの経緯や、言動を考えると、弁明書の提出はありますが、内容は弁明と言えるものではなく、信用は無いと判断して、5件全てについて是正の命令を行うことが適当と思慮します。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、追加議案第1号につきまして、5件すべてにおいて是正命令を行うことにご異議・ご意見ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 ご異議ないものと認め、追加議案第1号については承認といたします。

以上で審議案件は、終わりました。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

<p>事務局 剣持副主任</p>	<p><b>【報告第1号から第5号について報告・説明】</b></p> <p>17頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、17頁から24頁にかけて32件の届出がありました。本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に25頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、25頁から27頁にかけて13件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に28頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、28頁から38頁にかけて44件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に39頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが39頁から40頁にかけて10件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に41頁をお開きください。 報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが41頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告がありましたが、 ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p><b>【質問なしの声】</b></p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了承いただきました。</p>
<p></p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p></p>	<p>以上で、すべての審議、報告が終わりました。</p>
<p></p>	<p>事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局 佐々木次長</p>	<p><b>【事務局から連絡事項を伝える】</b> 事務局から連絡事項をお伝えします。</p>

.....  
(次回総会の日程案内など) 以上です。

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は5月13日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時35分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年4月8日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員